

尾藤左近入道道然奉行之云云、

〔梅松論上〕敵數百人討取間御かむにたへずして、武藏の太田の庄を小山の常犬丸に充行はる、是は由緒の地なり、

〔吾妻鏡二十一〕建曆三年元建保五月七日丁未、勳功事今日先被定之、波多野中務丞忠綱事、於無雙

軍忠者雖不及御疑、於御前對決之時、以義村稱盲目爲惡口之上、以不加賞、可准罪科之由有沙汰、所

被閣也、子息次郎經朝賞事者被行之、又由利中八郎遂被召放所領云云、略中

武藏國長井庄藤九郎次郎横山庄大膳大夫

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年四月二十五日癸未、以田地爲博奕賭事、於件所者、可被召放之由被定、是大

宮三郎盛員與豐島又太郎時光相論武藏國豐島庄、犬食名、大宮有忠打四一半事起也、各相互雖訴

申、遂被收公彼所領云云、

〔武藏志料三〕鐘 橘樹郡川崎村勝福寺鐘

上總國望陀郡奈良輪村の東に、坂戸市場といふ處有、そこに坂戸明神の神社有、或云逆手多力雄

神を祭り奉ると云、その宮居之きくいやかにして、めづらしき結構也、その社頭に古鐘一口を懸

おく、この鐘の象形甚古への物にして、今の制とは大に異也、銘有て、その後方に、弘長三年癸亥武

州河崎庄、内勝福寺と有、今按に、弘長は八十九代龜山院の紀號にて、鎌倉の平時頼最明寺この年

に薨せられたり、明和元年に至りて、すでに五百八年におよべり、思ふに、古へ戰の亂れに、奪取て

かの所へ持行しならん、鎌倉寺々の鐘にかゝる類ひの事いと多し、

〔勸修寺文書二〕門跡領等御當知行不可有相違之由、院宣所候也、仍言上如件、

建武三年九月十七日

隆蔭

進上觀修寺僧正御房略中